

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の 第 12 次改訂に向けた点検ポイント

- ・ 今般の法改正を受け、今後、鳥獣の保護及び管理の様々な取り組みが始まっていく。
- ・ 現行基本指針は、第 11 次基本指針（平成 23 年 9 月告示）の後、平成 26 年の法改正を受けた改訂（平成 26 年 12 月告示）を経ている。今回の改訂（第 12 次）は、新制度が始まってからの最初の改訂となる。
- ・ 鳥獣の保護と管理に関して、前回策定後 5 年間の社会的変化と、審議会等でのこれまでの議論、及び、今後生じうる課題をきめ細かく整理することが、点検の主眼となる。

議事ポイント	主な論点
鳥獣の保護と管理に関する情報の収集基盤の整備	保護と管理を適正に進めていくための科学的な情報基盤として、新しい情報収集システムの構築。
狩猟鳥獣のあり方についての論点	シカの捕獲頭数制限、狩猟鳥獣としての外来鳥獣のあり方等
保護と管理の手法に関する論点	積極的な管理が進む中での鉛製銃弾等に関する課題 個人の農地や宅地を自衛するための捕獲 鳥獣保護区の保全のあり方
人材育成に関する論点	研修等の推進と、育成した技術者の人材登録・活用
愛玩、傷病鳥獣等の考え方	捕獲許可基準等に関すること
人と鳥獣との関係	人と鳥獣との軋轢がクローズアップされる中で、人と鳥獣との関係はどう考えるべきか。

（＊）新制度については、制度そのものの改正を論点とはせず、技術的な改訂等にとどめる。

小委員会での検討スケジュール

【平成27年度】

中央環境審議会自然環境部会（諮問） 11月11日

小委員会 第1回 12月9日

小委員会 第2回 1～3月頃 予定

【平成28年度】

小委員会 第1回 4～5月頃 予定

（パブリックコメント実施）

小委員会 第2回 6～8月頃 予定

中央環境審議会自然環境部会（答申） 7～8月 予定

基本指針 告示 9～10月頃 予定

参考 平成23年度 第11次基本指針改定の経緯

【22年度】

10月4日 中央環境審議会野生生物部会において諮問

11月11日 鳥獣保護管理小委員会（1回目）

12月22日 鳥獣保護管理小委員会（2回目）

【23年度】

4月25日 鳥獣保護管理小委員会（3回目）

5月～6月 パブリックコメント実施

7月13日 鳥獣保護管理小委員会（4回目）

7月13日 中央環境審議会野生生物部会において答申

9月 5日 告示